

横福指第61号
平成28年（2016年） 7 月 1 日

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所管理者 様
指定（介護予防）短期入所療養介護事業所管理者 様

横須賀市福祉部長

短期入所生活介護計画及び短期入所療養介護計画の作成にかかる取扱いの
変更について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所において作成する（介護予防）短期入所生活介護計画及び指定（介護予防）短期入所療養介護事業所において作成する（介護予防）短期入所療養介護計画については、指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例に規定しています。

当該各計画の作成については、相当期間以上（概ね4日以上）にわたり継続して利用することが予定される利用者について作成することとし、従来、利用の都度の計画作成を指導していましたが、この度、別紙のとおり取扱いを変更し、平成28年7月1日から運用することとしますので、各事業所管理者様におかれましては、所属職員にご周知いただくとともに、運用についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 変更事項

次の計画の作成にかかる取扱いについて（別紙参照）

- ・（介護予防）短期入所生活介護計画
- ・（介護予防）短期入所療養介護計画

2. 運用開始日

平成28年7月1日

問い合わせ先：横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第1係 TEL 046（822）8162

（介護予防）短期入所生活介護計画及び（介護予防）短期入所療養介護計画の作成にかかわる取扱いについて

1. 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所及び指定（介護予防）短期入所療養介護事業所において、同一利用者の2回目以降の利用に際しては、利用の都度、利用者の状態等の変化を確認するためのアセスメントを実施した上で、状態の変化が認められない場合に限り、再度の計画を作成しないことができるものとする。その場合において、利用者又は家族への内容説明、利用者の同意、利用者への同一計画の交付は不要とする。
2. 再度の計画を作成しない場合においても、アセスメントの実施の結果（状態の変化が認められないこと）について、必ず記録しなければならない。
3. 再度の計画を作成しないことができる期間は、前回利用時と同一の要介護認定有効期間内に限るものとし、更新認定又は区分変更認定があった場合には計画を作成しなければならない。
4. 上記1から3に関わらず、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成（変更）があった場合には、（介護予防）短期入所生活介護計画及び（介護予防）短期入所療養介護計画を作成（変更）するものとし、前回利用時と同一の要介護認定期間内においても同様とする。